

○西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則

(平成元年3月31日)

(西宮市規則第99号)

沿革

- 平成4年9月1日 規則18号 [1]
- 平成7年4月7日 規則2号 [2]
- 平成8年3月27日 規則67号 [3]
- 平成14年3月29日 規則45号 [4]
- 平成18年3月30日 規則53号 [5]
- 平成18年12月27日 規則45号 [6]
- 平成19年3月7日 規則57号 [7]
- 平成21年12月25日 規則28号 [8]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 西宮市立留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）においては、児童の健康と安全に配慮しつつ、健全育成と福祉向上を図るため、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 集団遊びを通じた生活指導に関すること。
- (2) 日常の自主学習に関すること。
- (3) その他児童の健全育成を図るため必要と認めること。

(利用申請) [5]

第3条 条例第6条の規定による利用申請は、育成センター利用許可申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。 [5]

(利用許可等) [5]

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理し、審査の上利用の可否を決定したときは、育成センター利用許可（不許可）通知書を保護者に交付する。 [5]

(利用辞退届等) [5]

第5条 利用許可を受けた保護者（以下「保護者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 育成センターの利用を辞退し、又は児童を長期に欠席させようとするとき。
- (2) 申請事項に異動があつたとき。

[5]

(春季、夏季又は冬季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料) [6]

第6条 春季又は冬季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料は、月額1月分とし、夏季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料は、月額2月分とする。 [6]

(育成料の納付)

第7条 保護者は、条例第8条に規定する育成料を、原則として口座振替により毎月15日(当該日が金融機関の休業日に該当するときは、その翌日とする。)までに指定金融機関へ納付しなければならない。 [5] [6]

2 春季、夏季又は冬季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料の納付については、前項中「毎月」とあるのは「利用を開始する月の翌月」とする。 [6]

(育成料の減免)

第8条 条例第9条の規定による育成料の減免の基準は、[別表](#)のとおりとする。 [5] [6]

2 前項の規定にかかわらず、1世帯につき2人以上の児童に利用させた場合の最も年齢の高い児童を除く児童に係る育成料については、条例第8条第2項本文に規定する額(前項の規定により減額されたときは、当該減額後の額)の2分の1を減額する。

[5] [8]

3 育成料の減免を受けようとする保護者は、育成料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(開所時間等) [8]

第9条 育成センターの通常の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 小学校の授業日 下校時から午後5時まで

(2) 小学校の休業日 午前8時30分から午後5時まで

[1] [2] [4] [5] [6] [8]

2 市長は、前項に規定する通常の開所時間を延長して育成センターを利用させることができる。ただし、土曜日の開所時間は延長しない。 [8]

3 前項の規定により延長された開所時間は、第1項各号のいずれの場合においても、午後5時から午後7時までとする。 [8]

(休所日)

第10条 育成センターの休所日は、つぎのとおりとする。

(1) 日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日および12月29日から12月31日まで

[6]

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休所することができる。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 [6]

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例付則第2項に規定する市長が定める期限は、平成元年5月31日とする。

付 則 (平成4年9月1日西宮市規則第18号 [1])

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

付 則 (平成7年4月7日西宮市規則第2号 [2])

この規則は、平成7年4月22日から施行する。

付 則 (平成8年3月27日西宮市規則第67号 [3])

この規則は、平成8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の別表の規定は、施行日以後の育成に係る育成料について適用する。

付 則 (平成14年3月29日西宮市規則第45号 [4])

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月30日西宮市規則第53号 [5])

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年12月27日西宮市規則第45号 [6])

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成19年4月1日以後の育成に係る育成料について適用する。

付 則 (平成19年3月7日西宮市規則第57号 [7])

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年12月25日西宮市規則第28号 [8])

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

[3] [4] [5] [6] [7] [8]

児童の属する世帯の階層区分等	減免後の条例第8条第2項本文に規定する育成料の月額	減免後の条例第8条第2項ただし書に規定する加算額の月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円

前年度分市民税の所得割が非課税である世帯のうち、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯	0円	0円
前年度分市民税の所得割が非課税である世帯（前項の世帯を除く。）	2,000円	3,000円 （減免の対象外）
前年度分市民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上の所得がある場合については所得割の額の合計額とする。以下同じ。）が60,000円未満である世帯	4,100円	
前年度分市民税の所得割の額が60,000円以上120,000円未満である世帯	6,100円	
その他市長において特に育成料の減免を必要と認める世帯	市長が別に定める額	市長が別に定める額